

議第10号

高山市税条例の一部を改正する条例について

高山市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月26日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

入湯税に係る課税免除、特別徴収の手続等について宿泊税と整合を図るため改正しようとする。

高山市税条例の一部を改正する条例

高山市税条例（昭和30年高山市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入湯税の課税免除)</p> <p>第154条の3 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。</p> <p>(1) <u>年齢12歳未満の者</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 学校（学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）をいう。）の行事として行われる修学旅行の児童及び生徒並びにこれらの者を引率する教職員及び介助する者</p>	<p>(入湯税の課税免除)</p> <p>第154条の3 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。</p> <p>(1) <u>12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 学校（学校教育法<u>（昭和22年法律第26号）</u>第1条に規定する学校（大学を除く。）をいう。）の行事として行われる修学旅行の児童及び生徒並びにこれらの者を引率する教職員及び介助する者</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、公益上その他の事由により市長が特に課税を不相当と認める者</u></p>
<p>(入湯税の特別徴収の手続)</p> <p>第154条の6 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の特別徴収義務者は、<u>毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びこの納入金を納入書によつて納入しなければならない。</u></p>	<p>(入湯税の特別徴収の手続)</p> <p>第154条の6 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の特別徴収義務者は、<u>毎月末日までに、前月1日から同月末日までの間において徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出するとともに、当該申告に係る納入金を納入しなければならない。</u></p> <p>4 <u>第1項の特別徴収義務者が、規則で定める要件に該当するものとして規則で定めるところにより市長の承認を受けた場合には、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間において徴収すべき入湯税に係る前項の納入申告書を、同表の右欄に掲げる日までに</u></p>

、市長に提出するとともに、当該申告に係る納入金を納入しなければならない。ただし、鉱泉浴場の経営を1月以上休止しようとする場合又は廃止した場合には、その休止しようとする日又は廃止した日までに徴収すべき入湯税について、その日から1月以内に、これを申告し、かつ、納入しなければならない。

<u>3月1日から5月末日まで</u>	<u>6月末日</u>
<u>6月1日から8月末日まで</u>	<u>9月末日</u>
<u>9月1日から11月末日まで</u>	<u>12月末日</u>
<u>12月1日から2月末日まで</u>	<u>3月末日</u>

5 市長は、前項の承認を受けた特別徴収義務者が同項に規定する要件に該当しなくなつたと認めるときは、同項の規定による承認を取り消すことができる。

(入湯税に係る不足金額等の納入の手続)

第154条の7 (略)

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第154条の7の2 市長は、入湯税の特別徴収義務者が入湯税の全部又は一部を受け取ることができなくなつたことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した入湯税額を失つたことについて天災その他避けることのできない理由があるものと認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その入湯税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その入湯税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

2 入湯税の特別徴収義務者は、前項の規定により還付又は納入の義務の免除を申請する場

<p>(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪)</p> <p>第154条の10 前条第1項の規定によつて、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなく記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第2項の規定によつて保存すべき帳簿を1年間保存しなかつた場合においては、その者に対し、<u>3万円以下の罰金刑を科する。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>合は、当該還付又は納入の義務の免除を必要とする理由を証するに足りる書類を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の規定により入湯税額に相当する額を還付する場合において、<u>還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。</u></p> <p>4 市長は、第1項の規定による申請があつた場合には、<u>同項又は前項の規定による措置を採るかどうかについて、当該申請があつた日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。</u></p> <p>(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪)</p> <p>第154条の10 前条第1項の規定によつて、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなく記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第2項の規定によつて保存すべき帳簿を1年間保存しなかつた場合においては、その者に対し、<u>1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>2 (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。